

山梨県公安委員会規程第3号

山梨県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年6月14日

山梨県公安委員会

委員長 尾 方 恵

山梨県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規程

山梨県公安委員会事務専決規程（昭和43年山梨県公安委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第4 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の項、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号）の項及びストーカー行為等の規則等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第19号）の項を削る。

附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。